

議 案 書

平成 2 9 年 9 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	平成28年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	平成28年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 6 1	平成29年度松山市一般会計補正予算（第2号）		5
6 2	松山市職員の退職手当に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		1 1
6 3	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の制定について		1 5
6 4	松山市企業立地促進条例の一部改正について		1 7
6 5	工事請負契約の締結について(垣生小学校校舎増築主体その他工事)		1 9
6 6	旧慣による市有財産の使用廃止について		2 1
6 7	新たに生じた土地の確認について（泊漁港区域内地先愛媛県施行分）		2 3
6 8	町の区域の変更について（泊漁港区域内地先愛媛県施行分）		2 7
6 9	市道路線の認定及び廃止について		3 1
7 0	市営土地改良事業（農地保全事業（大入道地区））の事業計画の変更について		6 1
7 1	市営土地改良事業（農地保全事業（民部地区））の事業計画の変更について		6 5

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		

認定第1号

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成28年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成28年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
 2. 平成28年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
 3. 平成28年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
 4. 平成28年度松山市財産に関する調書
 5. 平成28年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
 6. 平成28年度松山市運用基金状況書
 7. 平成28年度松山市各会計決算審査意見書
- 平成28年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法 (抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決 算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成28年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成28年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成28年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計決算書
2. 平成28年度松山市公共下水道事業会計決算書
3. 平成28年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

平成29年度松山市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度松山市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,850,930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,828,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		62,255,000 千円	1,109,000 千円	63,364,000 千円
	1 市民税	27,520,000	550,000	28,070,000
	2 固定資産税	29,196,000	500,000	29,696,000
13 分担金及び負担金	3 軽自動車税	908,000	59,000	967,000
		1,333,994	13,632	1,347,626
	1 分担金	10,745	13,632	24,377
15 国庫支出金		38,354,202	325,994	38,680,196
	2 国庫補助金	5,006,567	321,994	5,328,561
	3 委託金	143,005	4,000	147,005
16 県支出金		14,146,320	71,564	14,217,884
	2 県補助金	4,803,433	71,564	4,874,997
		900,000	183,881	1,083,881
20 繰越金	1 繰越金	900,000	183,881	1,083,881
		4,498,170	59	4,498,229
	4 雑入	1,899,654	59	1,899,713
21 諸収入		13,643,100	146,800	13,789,900
	1 市債	13,643,100	146,800	13,789,900

歳	入	合	計	180,977,950	1,850,930	182,828,880
---	---	---	---	-------------	-----------	-------------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,452,675 千円	169,000 千円	13,621,675 千円
	2 徴税費	1,718,597	169,000	1,887,597
3 民生費		89,363,124	301,177	89,664,301
	1 社会福祉費	36,648,639	19,931	36,668,570
	2 児童福祉費	28,912,624	281,246	29,193,870
4 衛生費		16,734,005	1,138	16,735,143
	2 保健所費	5,344,021	1,138	5,345,159
6 農林水産業費		2,090,094	532,916	2,623,010
	1 農業費	926,870	38,041	964,911
	2 農業土木費	536,026	490,576	1,026,602
7 商工費	3 林業費	137,106	4,299	141,405
		4,609,782	18,295	4,628,077
	1 商工費	3,530,848	1,200	3,532,048
8 土木費	2 観光費	1,078,934	17,095	1,096,029
	2 道路橋梁費	18,019,061	796,101	18,815,162
		2,834,851	544,625	3,379,476

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	948,906 千円	240,900 千円	1,189,806 千円
	5 都市計画費	9,567,349	10,576	9,577,925
9 消防費		4,618,045	4,000	4,622,045
	1 消防費	4,618,045	4,000	4,622,045
10 教育費		14,150,811	28,303	14,179,114
	2 小学校費	1,831,154	11,464	1,842,618
	3 中学校費	1,021,769	16,839	1,038,608
歳	出	180,977,950	1,850,930	182,828,880
	合 計			

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター及び総合案内運営業務委託	平成29年度～平成32年度	118,000 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
農林水産基盤整備事業	千円	<p>1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</p> <p>3 借入時期 平成29年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。</p>	<p>年10%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<p>1 償還期限 40年以内(内据置5年以内)</p> <p>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じて繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えをすることができ。</p> <p>3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。</p>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	道路建設等事業	560,000	同上	同上	同上	640,000	同上	同上	同上

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の退職手当に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

松山市職員の退職手当に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の退職手当に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 松山市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第13条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。」

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第3条第3号」の次に「及び第3条の2」を、「いう。）」の次に「（同条に規定する場合に該当するときにあつては、2歳に達する日）」を加える。

第3条第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、

当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者がする市等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において市等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則に定める場合に該当する場合

第5条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第6条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第13条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第1条中松山市職員の退職手当に関する条例第13条第11項第5号の改正規定及び次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員(退職した松山市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年

法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)

(以下この項において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する第1条の規定による改正後の松山市職員の退職手当に関する条例第13条第11項(第5号に係る部分に限り、松山市職員の退職手当に関する条例第13条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

(提案理由)

雇用保険法等の改正に伴い、失業者の退職手当の支給内容を拡充するとともに、非常勤職員の育児休業の再延長等について定めるため、本案を提出する。

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
を次のように定める。

記

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の離島振興対策実施地域内において、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イの特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を免除することにより、離島の産業振興及び離島への定住の促進を図り、あわせて本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 平成29年1月2日から平成31年3月31日までの間に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成29年1月2日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）第43条の3の規定にかかわらず、特別償却設備に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（次条において「初年度」という。）以後3箇年度に限り、これを課さないものとする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除（次項及び次条において「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 課税免除の適用を受けた者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

（課税免除の取消し）

第4条 市長は、課税免除の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 課税免除の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の行為により課税免除の適用を受けたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が課税免除を取り消す必要があると認めたとき。

（規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年度分の固定資産税から適用する。

（提案理由）

離島振興対策実施地域での固定資産税の課税を免除するため、本案を提出する。

議案第64号

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市企業立地促進条例の一部改正について

松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

松山市企業立地促進条例（平成13年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第2項第6号に規定する指定集積業種」を「企業の立地及び事業の高度化のために産業の集積を重点的に促進する業種」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正）

- 2 松山市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(垣生小学校校舎増築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 垣生小学校校舎増築主体その他工事
2. 施工場所 松山市西垣生町730番地の1
3. 内 容 A:校舎増築工事 一式
鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積 873.25㎡
B:連絡通路・開放廊下増築工事 一式
鉄骨造 2階建
延床面積 78.71㎡
C:16-1棟校舎改修工事 一式
D:15-1棟校舎改修工事 一式
E:解体・撤去工事 一式
4. 請 負 人 愛媛県松山市古川北一丁目24番18号
山本建設株式会社
代表取締役 山本 太平
5. 請負金額 2億2,655万1,600円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第66号

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地、地目及び地積

1. 所在地 松山市新浜町乙50番
2. 地 目 溜池
3. 地 積 2,206平方メートルのうち13平方メートル

(提案理由)

本件溜池は、市道高浜23号線道路整備事業に伴う道路用地に供するため、地方自治法第238条の6の規定に基づき旧慣使用权を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(旧慣による公有財産の使用)

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第67号

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

新たに生じた土地の確認について（泊漁港区域内地先愛媛県施行分）

地方自治法第9条の5第1項の規定により、松山市の区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、松山市の地域であることを確認するものとする。

記

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市泊町969番2, 970番2, 972番2, 973番2, 981番2及び982番2の地先	157.61

（提案理由）

今回確認する埋立地は、愛媛県知事 中村時広 受任者 中予地方局長 福井琴樹が、泊漁港の漁港区域内における県道興居島循環線の拡幅による道路と、埋立により部分的に失われる外かく施設（護岸）の機能回復のために必要な護岸整備として埋立免許を受け、埋立竣工の認可を得たので、本市区域内の土地であることを確認することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

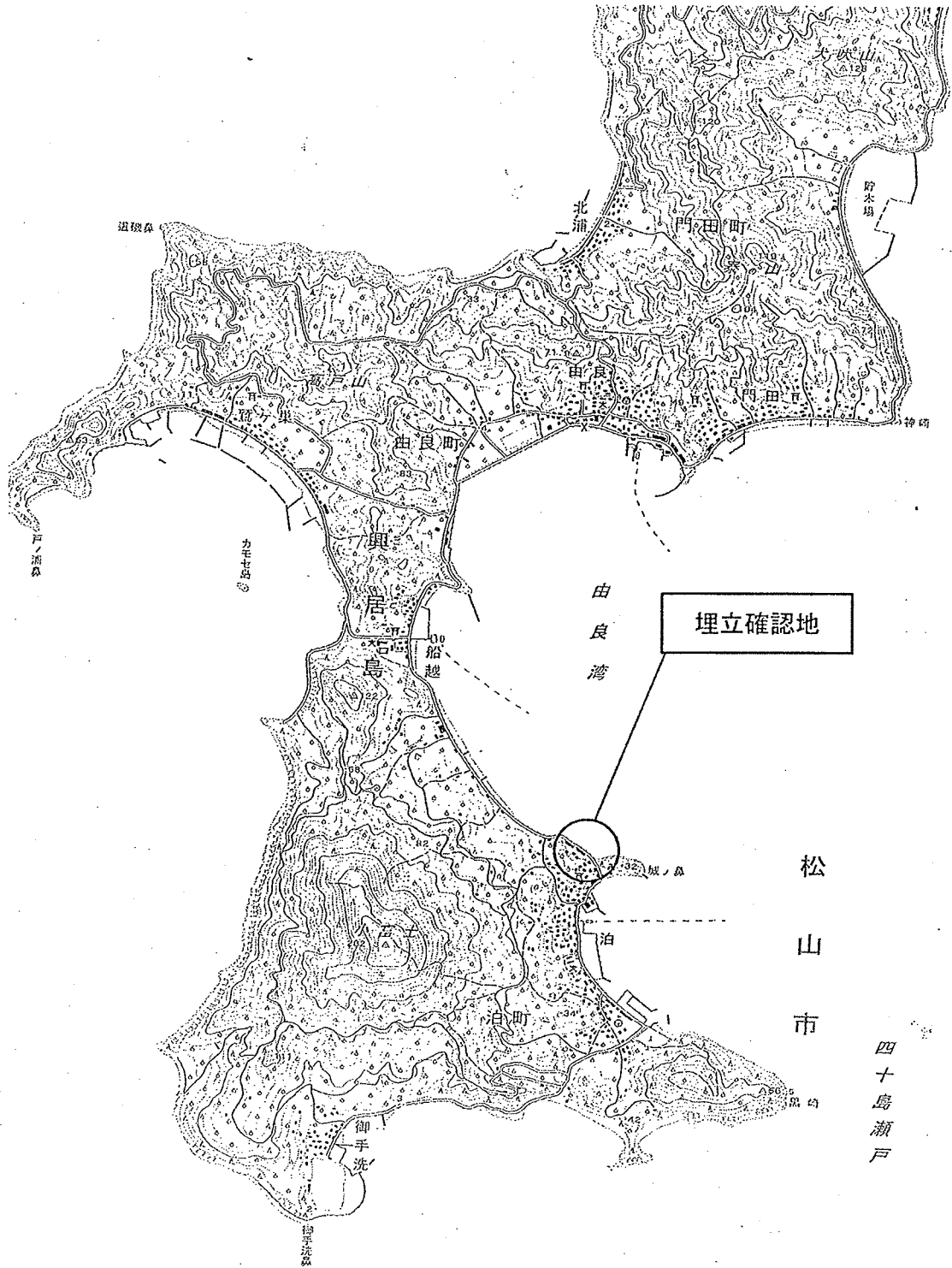
（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村の区域内に新たに生じた土地の確認及び届出）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

位置図



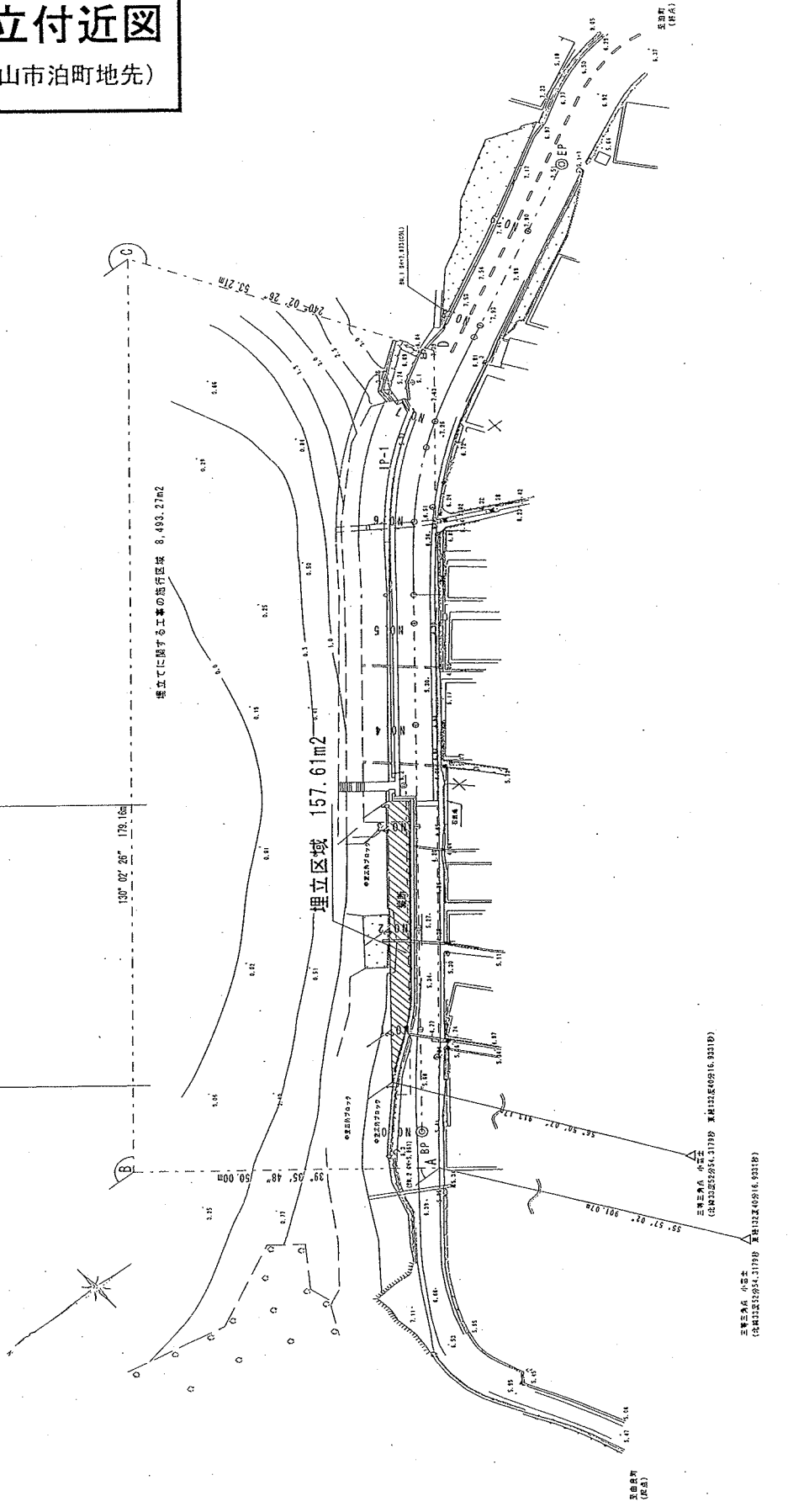
埋立付近図

(松山市泊町地先)

護岸延長 L=55.30m

埋立に関する工事の施行区域 8,493.27m²

埋立区域 157.61m²



議案第68号

平成29年8月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

町の区域の変更について（泊漁港区域内地先愛媛県施行分）

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更するものとする。
上記の処分は、同条第2項の規定による告示の日から効力を生ずる。

記

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
泊 町	松山市泊町969番2, 970番2, 972番2, 973番2, 981番2及び982番2の地先公有水面埋立地	157.61

（提案理由）

公有水面埋立に伴う町の区域を変更することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

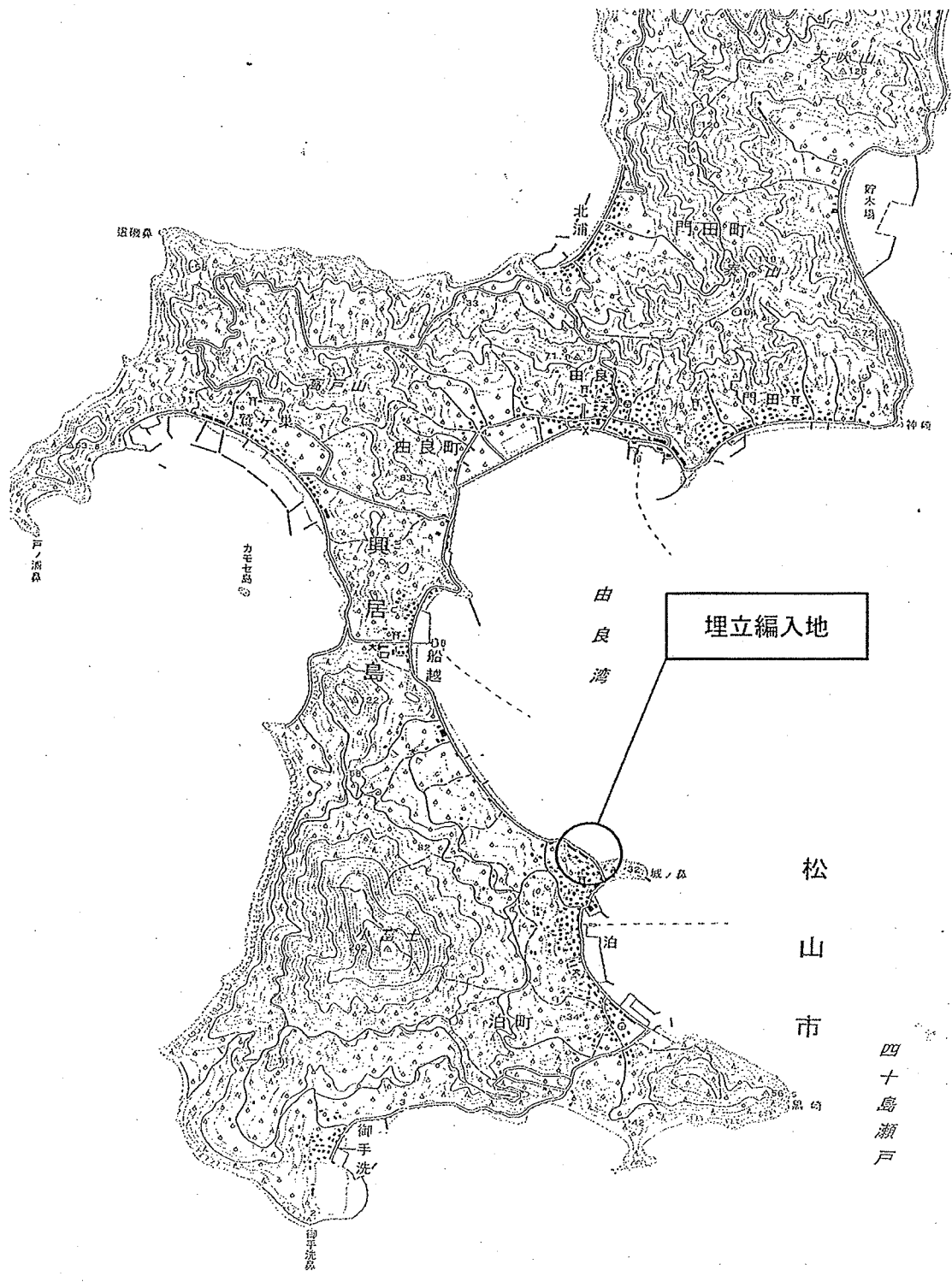
（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

位置図



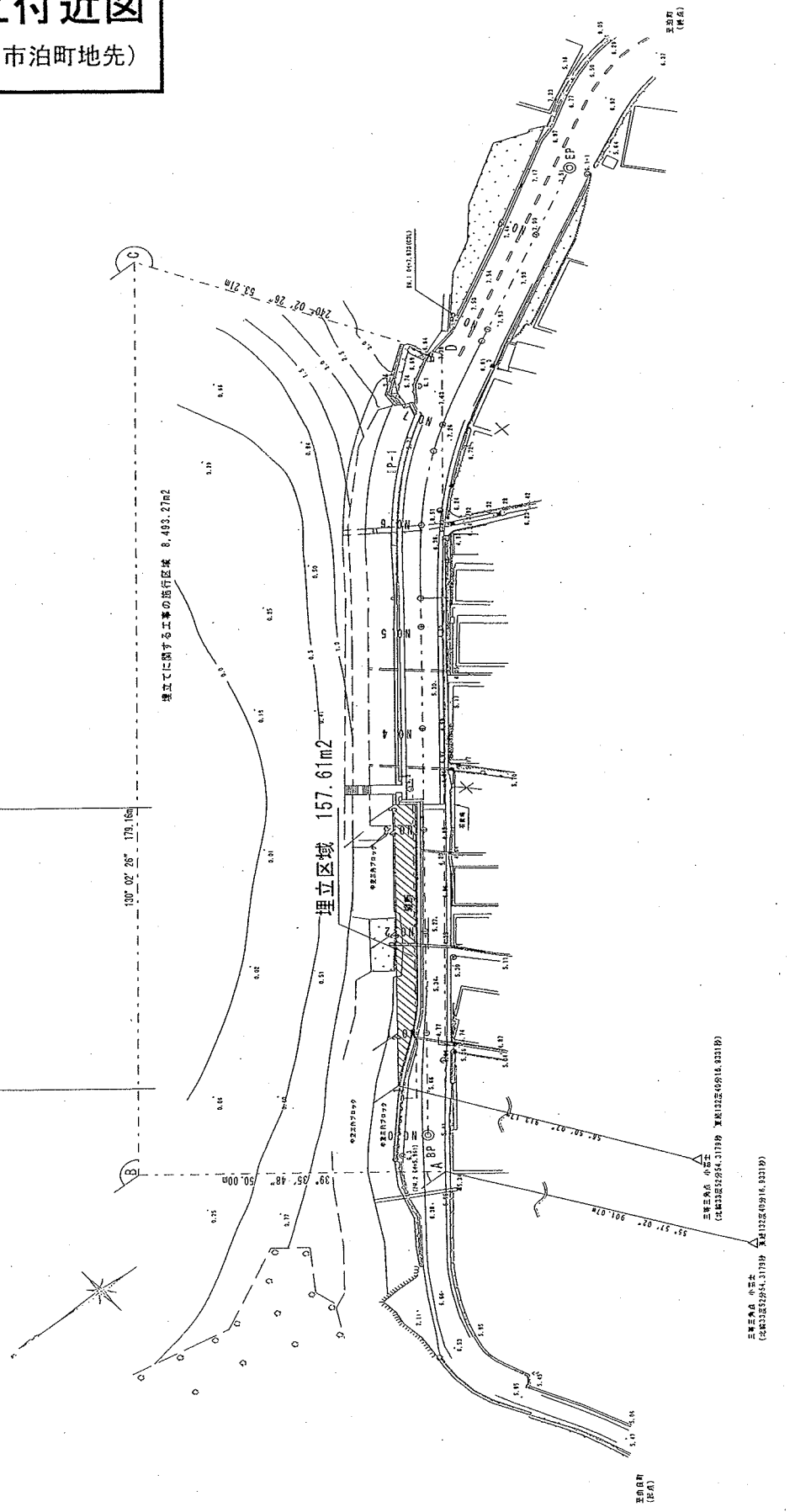
埋立付近図

(松山市泊町地先)

護岸延長 L=55.30m

埋立てに關する工事の進行区域 8,493.27m²

埋立区域 157.61m²



三浦三太郎 測量士
 (2463225254, 31719) 業積1224916, 33318)
 三浦三太郎 測量士
 (2463225254, 31719) 業積1224916, 33318)

工事図
 (FEA)

